

社会福祉法人小鳩会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩会の役員等の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員報酬の定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(役員報酬等の額の算定方法)

第3条 役員報酬は、以下の基準額の範囲で評議員会において決定した額を支給する。ただし、職員を兼務する者は該当しない。

(1) 理事

理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 監事

監事監査等、理事会、評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(3) 評議員

評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(役員等の旅費)

第4条 役員等が出張する場合は、職員の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正については評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から改正施行する。